

労働問題に関する新著二つ

平 田 隆 夫

はし が き

ここに私が紹介しようとする新著は、次の二つの小冊子である。即ち

- (1) United States Department of Labor, Bureau of Labor Statistics. Bulletin No. 1000, Brief History of the American Labor Movement. (81st Congress, 2nd Session. House Document No. 662), Washington, 1951. 5 chap, 66. pp.

- (2) International Labour Office, Lasting Peace The I. O. W. Geneva. 1951. 19 chap. 124. pp.

これらはノンフリットとも称し得るような文字通りの小冊子であり、決して専門家を相手にした理論的・体系的な書物ではない。平易且簡明を主眼として、どこまでも一般大衆を

目標に書かれたものである。その意味に於ては、寝ころんで読める書物である。かく言う私も、酷暑の午後に、暑さを忘れるつもりで気楽に読了したものである。しかし乍ら、これらの小冊子は、何れもそれぞれ権威ある機関によって、豊富な資料、正確なる史実に基き編集せられたものであって、その内容を形成している諸章節は、現代日本の学徒にはもとより、一般労働者の人々にとっても緊急且切実な課題で充満しており、不断の興味をそそるものである。小冊子なるがゆえに、内容が平易なるがゆえに、決して軽視さるべき書物ではない。私がこれら新小著の紹介を思いたつた主たる動機はここにある。更にこれらの書物は、幸いに二つとも廉価である。広く世界の勤労大衆に愛読されることを待望する編者の心づくしであろうと思われるが、何れも百円程度で入手し得

る。これならば、一杯のコーヒー、三個の「光」、一回の映画観賞等の節約で充分であり、アールバイト学生の諸君にも堪え得る負担であらう。従つて私はこれら二つの新著が専攻の学者よりは寧ろ、労働問題に関心をもつ大学の学生諸君、独学の労働組合員の方々に、広く愛読されることを切望する。この願望が、私をして急きよ拙ない紹介のペンをとらしめたのである。以下前掲の順序に従つて、新著の内容を紹介しよう。

一

第一の書物は「米國労働運動小史」と題されている。開巻第一頁には、本書の成立の由来が誌されている。それによれば、本書は既に数年以前海外に駐在する労務官の利用のために書かれたものであり、ボルトツ (Bartz, N. M.) の監修の下に、連邦労働省労働統計局産業関係課によつて編集され、最初ブリウム (Brumm, J. M.) の執筆したものを、後にリーディー (Reedy, Th. W.) が修正加筆したと言ふことである。本書が単に自國のみでなく、最初から海外の読者を対象にして編述されたものなることを知るであらう。

本書の第一章は、初期の労働組合について記述している。

独立宣言以前即ち英國の植民地時代に於ては、米國には眞の

労働組合は存在していない。手工業又は家内工業に於ける熟練職人達が、地方的な共済組合を組織して、重病、負債、死亡等の際に於ける相互扶助を実施していたにすぎない。米國に於ける最初の労働組合は、一七九一年以後フライデルフイヤ、ニュー・ヨーク、ボストン等に於て組織されるに至つた木工、製靴、印刷等の職人組合である。これらほどこまでも地方的な職業別組合 (Local craft union) であり、当該職業に於ける全職工を包括した訳ではなかつたから、その勢力も微弱なものであつた。而してその当時から一九世紀の初めにかけて、労働組合特有の戦略、即ち団体交渉とかストライキであるとか言つたものが漸次開始されるようになった。団体交渉の最初の記録は、一七九九年フライデルフイヤ製靴工とその雇主らとの間に行われたものであり、眞のストライキと言ひ得る最初ものは、一七八六年、同じくフライデルフイヤの印刷工によつて行われたのであるが、その際「罷業手当」が支給せられた。一七九九年には同情罷業、一八〇九年にはゼネストと、それぞれ最初の記録をとどめている。

かくの如くして擡頭した労働組合運動は、雇主側の弾圧政策に抗しつゝ、漸次その勢力を増大して行つたが、それは決して直線的の坦々たる安易の大道ではなかつた。経済界の不況によつて甚大な痛手をうけ、或時は政治運動に走り、或時

は協同組合運動並にユトローピヤ思想の洗礼をうけつつ、苦難・盛衰の経路を辿つたのである。しかし乍ら組合運動は、次第に地方的のものから都市中心の連合体、当時に於て City Central 又は Trades' Union と呼ばれるものに發展し、更に南北戦争（一八六一—一八六五年）を経て全国的な組織にまで成長したのである。南北戦争に続く十五年間は、実に米国防衛組合運動にとつて決定的に重要な時期であつた。言うまでもなくこれらは主として職業別の地方組合、都市聯合体、全国的組合であつたが、かかる全国的組織にまで發達した組合を如何に統合すべきかが、当時の重大な課題となつた。即ち(1)職業別を考慮せずすべての組合を直接加入せしめる中央集権的組合換言すれば一般労働組合組織か、(2)地方組合の自主性を保持しつつ、これらを職業別の全国的連合体に統合するかが問題となつた。第一章の記述はここで終つてゐる。

第二章は「近代的労働組合の發展」と題され、一八六九年の労働騎士団 (The Noble Order of the Knights of Labor) の成立に始まり、これに対抗して一八八六年組織せられた米国防衛同盟 (American Federation of Labor) の第一次世界大戦終了までの發展過程を簡明に追求してゐる。周知のように前掲の(1)の原則に従つた労働騎士団は、米国の実情に則せずして衰退し、結局(2)の原則を採用した米国防衛同盟

即ち A・F・L が、エンバースの指導の下に、労働騎士団を圧倒して前進し、米国防衛運動に君臨するに至る経路が物語られる。ここでは又 A・F・L の超政党主義、クレイトン法、労働協約の普及、雇主側の反組合闘争、労働争議等が取扱われ、I・W・W 等の急進的左翼組合が、米国の土壤には根を下さない事情が解明される。第一次世界大戦の勃発と米国の参戦は労働組合の發展に好都合であつた。軍需産業の繁榮と労働力の不足とは組合の急速な發展を刺戟し、一方連邦戦時労働局 (National War Labor Board) の設置によつて、労資に一時的休戦が宣せられ、労働者には、事実上始めて団結と団体交渉の自由とが保障された。労働組合の代表は、雇主側の代表者とともに、戦時の主要なる政府機関に同等の権利をもつて参加が許され、国防政策の推進に協力した。一九二〇年には A・F・L の組合員総数四百万に上り、全組合員の七〇—八〇%を包括する状態となつた。

第三章は第一次世界大戦終了後第二次世界大戦の勃発までの期間に於ける労働運動の發展が取扱われている。第一次大戦終了後、政府の統制が撤廃されるや、雇主側は所謂オープン・ショップ制を主張して組合側と対立抗争し、黄犬契約や御用組合の手段に訴えて組合を弾圧した。加うるに戦後の世界的不況は、組合に甚大な打撃を与えた。しかし乍らニュ

1・デイルの開始とともに一九三二年のノリス・ラガデアヤ法、一九三三年の産業復興法（第七条(a)）、一九三五年のワグナー労働法等によって、組合には団結権、団体交渉権、罷業権等が保障されるに至って、その後の発展には目覚ましいものがある。而してかかる組合運動の躍進にともない、製鋼、自動車、ゴム、等の産業に於ける大量生産工場の組織化（それは不熟練労働者の組織化を意味する）が問題となり、これは産業別組合組織によってのみ可能であるところから、A・F・L.の職業別組合主義と衝突することとなった。而して一九三八年十一月、遂に産業別組織会議（Congress of Industrial Organizations）即ちC・I・O.がA・F・L.から独立して組織され、ここに米国の労働組合は、A・F・L.とC・I・O.、職業別と産業別の二大陣営に分かれることとなった。両者の差異は、人々の想像する程明確なものではないが、この間の消息が簡明に記述されている。

「真珠灣の攻撃は、労働者、使用者団体のすべてを共通目的のために団結せしめた」と言う記述に始まる第四章は、第二次世界大戦並にその後に於ける労働組合の動向に関する記録である。第二次世界大戦中は、連邦戦時労働局が設置され、第一次大戦の場合と同様、雇主とともに労働組合に対する主要政府機関に参画し、戦力増強に積極的な協力をした。し

かし乍ら戦後軍需産業の縮少、インフレーションの進行に伴う実質賃金の低下は、三回余に亘る激烈な賃上げ闘争を展開するに至り、そのため争議の頻発、特に国民経済をマヒせしめるような全国的大争議が発生した。その結果、一九四七年、タフト・ハートレー法が制定せられるに至った事情が説かれている。

第五章即ち最後の章は「一九五〇年の労働運動」と題され、最近の労働組合の実情が報告されている。労働統計局の調査によれば、一九五〇年九月現在二〇八の全国的又は国際的組合があるが、このうち一〇七がA・F・L.三〇がC・I・O.七一が独立労働組合にそれぞれ所屬している。これら組合員の総数は、千四百万から千六百万人の間（六十七万五千のカナダ労働者を含む）であり、組織率は四〇%と言われる。A・F・L.、C・I・O.等の内部組織について簡単に説明した後、労働協約の現状に言及しているが、現在約一〇万の協約が締結されており、千五百万の労働者とその適用下にある。而して協約の内容としては、最近福利厚生に関する事項特に社会保障に関する事項が重要視され、ストライキに訴えてこれが闘いとられる有様である。又組合の運営、宣伝、教育活動にも触れ、タフト・ハートレー法施行後は、A・F・L.、C・I・O.何れも政治的活動を重要視するに至っ

たことが指摘される。更にA・F・L・Cが一九四九年国際自由労働組合連合 (International Confederation of Free Trade Unions) の結成に努力し、同年共產主義者の支配する世界労働組合連盟 (World Federation of Trade Unions) から脱退したC・I・O・及び米国防夫同盟がこれに参加協力した。米国防組合の国際的活動を物語るヒボンズである。最後にA・F・L・CとC・I・O・との戦線統一問題を論じている。A・F・L・Cは組織上の統一を主張するに対してC・I・O・は単に特種目的に関する共同戦線を主張し、実質上の統一は前途なお遠いが、両者の距離は、第二次大戦後著しく接近して来ている。C・I・O・が自主的に共產主義者を幹部から追放したことは、この傾向に拍車をかけ、両者は民主主義の擁護のため共同し得ると結んでいる。

以上が本書の本文の概要である。米国防運動百六十年の歴史を僅か五二頁に圧縮して平易且鮮明に浮彫したところに特色がある。我々はこれにより民主主義国家に於ける労働組合の運命について、多くの教訓を学びとることが出来るであらう。本文に挿入せられている多数の写真と附録として追加せられた一七七八——一九五〇年間の主要なる関係労働事件の年表とは、本書に一段の光彩をそえるものであり、又巻末に掲げられた文献は、我々の一層つき進んだ研究に役立つで

あらう。

尚蛇足ながら米国防組合運動の歴史並に現状の研究に興味をもたれる方は、本書に掲げられている文献以外に、終戦後刊行された次の諸著作を参照されんことを望む。

Peterson, F., *American Labor Unions*, Rev. Ed. 1952, esp. Part. I.; Taylor, A. G., *Labor Problems and Labor Law*, 2nd Ed. 1950, chap. 11.; Daugherty, C. R., *Labor Problems in American Industry*, 1948, chap. XI-XVI.; Cummins, E. E. and DeVryer, F. T., *The Labor Problem in the United States*, 3rd Ed. 1947, pp. 109-138.; Phelps, O. W., *Introduction to Labor Economics*, 1950, pp. 283-365.; Bloom, G. F. and Northrup, H. R., *Economics of Labor and Industrial Relations*, 1950, pp. 17-56.; Waline, P., *Les Syndicats aux États-Unis*, 1951.; Rose, A. M., *Union Solidarity*, 1952.

二

第三の書物は、「永続的平和、国際労働機関の進路」と題されている。本書は標題の示す通り、国際労働機関即ちI・O・O・Cが一九一九年その仕事を開始して以来今日まで迎ってきた旅路の物語りであり、所謂「社会的正義のための闘争三十年」(Trente Ans de Combat pour la Justice Sociale)

の記録である。

どし、降り雨の日、工事の現場で足場を踏み外した一人の労働者が、墜落して重傷を負うた。足場は地上四〇フィートの高さであり、原因は恐らく雨で濡れていたためであろう。彼は現場に働いていた外国人労働者の一人であり、善良な男である。早速救急車が呼ばれて彼は病院に運ばれたが、当分仕事にはつけないと思われる。しかし彼は不幸のうちにも幸運であった。彼は災害補償を受けることが出来るからである。数年以前だったらそうはいかなかつたらう。「なぜだ」と諸君は尋ねるかも知れないが、数年前新しい労働者災害補償法が制定せられたのだ。本法公布以前には、外国人労働者が負傷しても災害補償を受けることは出来なかつた。現在はそのれが出来るのだ。これは全くI・L・Oの努力によって採択された「災害補償に於て外国人労働者を内地人と同等に取扱う条約」が批准せられ、前記の法律として施行されていたためである。

I・L・Oの重大な仕事の一つを暗示するこうした平凡な物語で本書は書き始められている。一國の力のみではなし得ない多くのこと、すべての國が協力することによってのみなし得る多くのことがあるのを人々は知っている。I・L・Oは、そう言う意味での國際的なものである。國際的協調

が戦争を防止する唯一の方途であることには、何人も異論はないであらう。すべての國は、戦争を誘発するあらゆるものを除去することに協力すべきである。これが又I・L・Oの実現すべき理想である。過去に於て既にもそのためI・L・Oが存在したがために獲得し得た何物かを保有している。唯我々はそれが何んであるかを知らないだけだ。もし我々がI・L・Oと言うものの存在を認識するならば、恐らく我々はおもつとこれを利用し得るだらうし、我々の援助がI・L・Oに役立つかどうかを知らることが出来るだらう。かかる意味から、我々は「I・L・Oが如何にして成立したか」、「その理想は何か、組織はどうなっているか」、「これまでどんな業績をのこし、現在どんな仕事をなしつつあるか」、「将来なすべき仕事は何か」、等々について知る必要がある。而して本書は、我々のかかる要望に最も簡明素直な解答を与えてくれるものである。

周知のように、I・L・Oは國際連盟の一翼として成立した。その組織はベルサイユ平和条約第十三章に規定せられ、正式に発足したのは、一九一九年四月十一日である。爾来今日まで三十余年の歴史をもつ。國際連盟が解体され、一九四五年國際連合が組織されたからは、I・L・Oは、ユネス

コヤ国際食糧及び農業機関（FAO）等とともに、所謂「国際専門機関」（Specialised Agency）の一つとして、平和の維持、人類の進歩の促進のため、これに協力しているのである。国際連盟の時代は、その一構成機関として、連盟に加盟する国は当然に又I・L・O・の加盟国であったが、現在は国際連合とは一応別個の独立した機関として、その活動を続けている。従つて国際連合加盟国は、当然にすべてI・L・O・の加盟国とはならないが、両者は密接な協同關係に立つ。I・L・O・は如何にして成立し又何がゆえに組織されたか。これには国際労働憲章の前文が最も雄弁に答えるであらう。

即ち

「普遍的且恒久的平和は、社会的正義に立脚する場合にのみ始めて達成され得るものなるがゆえに、而して大多数の人々にとつての不正、困難、缺乏、その結果世界の平和と調和とが攪乱される如き大不安を醸成する労働諸条件が存在するゆえに、又これらの諸条件の改善が緊急に要望されるゆえに、……更に又一国が人道的労働条件の採用を怠ることが、労働条件を改善せんと欲する他国の障害となるがゆえに、締盟国は、世界の恒久的平和維持の願望と人道並に正義の心情に動かされて、次の国際労働憲章に同意する」。

社会的正義に基く国際的労働条件の改善と向上、それを通

じて世界の恒久平和に貢献すること、これがI・L・O・の成立した理由である。而してI・L・O・のかかる理想は、一九四四年の「フィラデルフィヤ宣言」によって再確認せられた。これは一九四六年改正せられた国際労働憲章の附屬書として採録せられていることは周知の通りである。かくの如き運動は、しかし乍ら、I・L・O・の成立をまつて始めて開始されたものではない。それに先立つ約百年の歴史が横たわっている。ロバート・オウエン、ダニエル・ルグラン、

「相互に殺人の義務を負ふ協定が二つの国の間に締結されるのに、人命を保持し、人々を幸福にするための協定が今日何故出来ないのか」と憤激したアドルフ・ブランキー等の名は、これに関して記憶さるべきであり、「国際労働者保護立法協会」と協力してベルン協定を成立せしめた瑞西連邦政府の不断的努力も忘れられてはならないであらう。本書はこれらの史実についても簡単な紹介を怠ってはいない。国際労働憲章立案の苦心談を紹介して後、本書の残余の頁は、その大部分がI・L・O・の業績に関する報告に充當されている。そこでは「国際労働総会」、「理事会」、「国際労働局」等の組織や運営、条約や勧告の成立手続、効力、I・L・O・に附置された多くの専門委員会等の活躍が、平易懇切に解説せられている。戦争中のI・L・O・の活動も見逃してはならないが、

就中我々の興味をひくのは、条約が何故加盟各国によって早速に批准されないかについての説明である。しかし乍ら一九二二年三月一日現在に於て、一、二六二の条約批准が行われ、六月十五日現在では、これが一、二九一に増加した（Industry and Labor, vol. II, No. 12, p. 448）。又一九五一年の第三十四回総会までに、丁度一〇〇の条約を採択している。これは、I・L・O.の偉大なる功績を物語る記録と言わなければならないであろう。労働組合の組織が強大である諸国、経済的利益の競合する諸国に於て、条約の批准の可能性の多いことが立証せられているのも、我々の注目しなければならぬ現象である。更に国際労働条約、換言すれば国際労働法は施行のための強制力を缺くが、結局のところそれは世界の輿論の力に依存していることを強調している。「I・L・O.の利用し得る強行力は、唯世界の輿論あるのみ」、これはまさに聞くべき文字であろう。

本書は附録として加盟国の条約批准状態、第一回総会から一九四九年第三十二回総会までに採択された条約、I・L・O.の定期的、不定期的刊行物、附置された各種委員会、世界各国に於ける支部、支所等を掲げ、最後に英文で書かれたI・L・O.に関する参考文献を収録している。これらは本書の利用者にとつて、非常に重宝で役立つであろう。

我国は成立当初から昭和十三年事実上脱退するまで、理事国としてI・L・O.に重きをなしていたが、我国がこれまで批准した条約の数は、僅か一四にすぎない。しかし乍らI・L・O.が戦前の我国労働立法の発展に大きな刺戟を与えたことは何人も否定し得ないところである。I・L・O.が存在しなかつたならば、恐らく成立しなかつたと思われる幾つかの労働法も存するのである。戦前我国はソシアル・ダンピングで、I・L・O.とは問題をおこしたが、慘憺たる敗戦は、我国の労働立法を漸く国際的水準にまで引上げた。幸いにして一九五一年六月第三十四回総会で、我国は西独とともにI・L・O.への復帰が承認せられた。本年の第三十五回総会から、正式に代表を送り得たのである。敗戦国日本のI・L・O.に於ける地位は、現在戦前の如く重くはないが、その労働立法の水準は、何れもI・L・O.の基準に達している。まことに運命のアイロニーと言わなければならぬ。

去る六月十八日、第十三国会に於ては、「国際労働条約批准促進に関する決議」が衆・参両院に於て行われた。これらの決議をまつまでもなく、我国は国際社会の一員として、労働条件の国際的水準向上のため、I・L・O.と協力し、もつて世界の平和維持に貢献しなければならぬ。I・L・O.は「黒色インターナショナル」であると非難するものが

あり、現にソ連はI・L・O.の外にあるが(ソ連も一九三五—三九年まで加盟、米国は一九三四年加盟)、我々はI・L・O.が過去三十余年に亘ってその理想の実現のため努力し来った業績を素直且謙虚に評価しなければならない。そのために、本書は絶好の案内書となる。我国のI・L・O.復帰が実現した現在、我々はI・L・O.の存在を再認識すべきであらう。本書の扉の見かえしには、次の如く書かれてゐる。「この小冊子は、I・L・O.紹介の通俗書として役立つことを期した。これは個々の読者に対し、又国際連合と国際専門機関の仕事の研究過程に於て、更に集団討議のための基礎として、利用されることが望ましい。もしあなたが読み了つたならば、あなたの友人にこれを手渡されんことを期待するものである」。本書を通読して、これを同学の友人にすすめたくなるのは、唯私一人ではないであらう。

(一九五二、九、四)